

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。（当所会員限定）

●日時 11月20日(金)10時～

●場所 加古川商工会議所
3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課

TEL 079・424・3355

「商工かがわ」
謹賀新年名刺広告募集中

●募集コマ数 80コマ

●サイズ 1コマ

タテ5・3cm×ヨコ4・0cm

●掲載内容 事業所名、役職名、氏名、所在地、

電話・FAX番号

●料金 1コマ 5236円

●締切日 11月30日(月)

●お問い合わせ 会員課

TEL 079・424・3355

兵庫県最低賃金が改訂されました

兵庫県最低賃金 () は前年最低賃金

地域別最低賃金 (令和2年10月1日より)	時間額
兵庫県最低賃金	900 円(899円)
産業別最低賃金 (令和2年10月1日より)	時間額
繊維工業	900 円(899円)
塗料製造業	970 円(949円)
鉄鋼業	963 円(943円)
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	942 円(921円)
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	900 円(899円)
輸送用機械器具製造業	975 円(954円)
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	901 円(899円)
各種商品小売業	900 円(899円)
自動車小売業	901 円(899円)

最低賃金は、正社員やパートタイマー、アルバイトなどの区別なく、その都道府県下で働く労働者すべてに適用されます。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、特定(産業別)最低賃金は、特定の業種について定められた最低賃金額で、地域別最低賃金よりも高い金額が決められています。特定(産業別)最低賃金が定められた業種で働く人に適用されます。兵庫県には、9業種の特定(産業別)最低賃金があります。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。

産業の分類については、総務省の日本標準産業分類（兵庫労働局ホームページの兵庫県最低賃金のページからリンクあり）にて詳しく掲載されておりますので、ご確認ください。